

政令第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。

理由

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。